

公務用車両のカーナビに係るNHK受信料の全額免除措置を求める意見書

地方自治体が保有する公用車は、行政事務の効率化や住民サービスの向上など、専ら公務の遂行を目的として運行されている。昨今、多くの公用車に装備されているテレビ受信機能付カーナビゲーションシステム（以下「カーナビ」という。）についても、あくまで目的地への経路確認や渋滞情報の把握など、円滑な移動手段を確保するために導入されたものであり、職員がテレビ放送を視聴・享受するためのものではない。

受信機能を有しているという形式的な理由のみでNHK受信契約及び受信料の支払いが義務付けられている現状は、地方財政に不合理な負担を強いるだけでなく、納税者である市民の理解を得ることも極めて困難である。

国におかれては、地方自治体の適正かつ効率的な財政運営に資するため、学校や社会福祉施設等に適用されている免除規定と同様の措置を講ずるべきである。

よって、本市議会は、国に対し、公務遂行の用に供する公用車のカーナビについて、自治体からの申請に基づきNHK受信料を全額免除とする新たな制度を早急に確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

内閣総理大臣
総務大臣殿
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 松橋淳郎